



牧之原市国民健康保険だより

令和8年8月1日発行
牧之原市国民健康保険

＜国民健康保険(国保)とは＞

病気やケガをしたときに安心して医療を受けることができるよう加入者(被保険者)の皆さんでお金を出し合い、医療費の負担を支えあう助け合いの制度です。病院に受診したとき、医療費10割のうち3割(または2割)分の金額を個人が負担し、残りを国保が負担します。他の健康保険制度(会社の健康保険、後期高齢者医療制度)に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が国保に加入します。

＜国保税の納税義務者は”世帯主”です＞

世帯主が国保に加入していない場合でも納税通知書は世帯主あてにお送りします。



令和8年度国保税の計算方法について

税務課市民税係 電話(0548)23-0035

国保税は、『所得割額』『均等割額』『平等割額』を合計して1年間の税額とします。それぞれの金額は算定基礎額などに税率をかけて計算します。なお、国保の加入・脱退など資格異動による税額変更は月単位で計算します。税額の詳細は、「税務課市民税係」までお問い合わせください。

■令和8年度の国民健康保険税率

	所得割額 R7年所得を基に計算	均等割額※2 加入者ごとに計算	平等割額※2 世帯ごとに計算	賦課限度額
医療分	6.70%	21,600円	21,600円	67万円 (昨年比 +1万円)
後期高齢者 支援金分	2.50%	7,200円	7,200円	26万円
介護納付金分※1	2.20%	16,000円	—	17万円
子ども・子育て 支援納付金分	0.25%	1,700円※3 18歳未満は、全額軽減	—	3万円

年間保険税

◎令和8年度から、「子ども・子育て支援納付金」が始まりました。子ども・子育て支援納付金は、令和10年度にかけて、増額されます。

◎税額は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」「子ども・子育て支援納付金分」の4本に分けて計算されます。

※1 40歳から64歳までの加入者が対象

※2 世帯の総所得が一定基準以下の場合は、均等割額および平等割額を軽減(下表)

※3 均等割額1,560円と18歳以上均等割140円の合計額



■国保税の負担軽減

均等割額・平等割額の所得軽減

世帯主及び世帯の国保加入者の前年総所得金額等の合計額が基準(下表)以下になる世帯は、保険税の均等割額及び平等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減対象となる所得の基準(世帯主及び世帯の国保加入者※4)
7割軽減	43万円+(給与所得者等の数※5-1)※6×10万円 以下
5割軽減	43万円+(給与所得者等の数※5-1)※6×10万円 +31万円(昨年比+5千円)×被保険者数※4 以下
2割軽減	43万円+(給与所得者等の数※5-1)※6×10万円 +57万円(昨年比+1万円)×被保険者数※4 以下

※4 被保険者には特定同一世帯所属者(同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療に移行した人)を含む

※5 被保険者のうち、給与所得者(給与収入55万円超)または公的年金等(65歳未満は60万円超・65歳以上は125万円超)の支給を受ける人 ※6 ※5の該当者数が0人の場合には0とする

未就学児の均等割額の軽減

未就学児の均等割額を5割軽減しています。

旧被扶養者への軽減

被用者保険(会社の健康保険)から後期高齢者医療制度へ移行した方の被扶養者だった方が国保に加入する場合、申請により保険税の軽減を受けることができます。ただし、国保組合からの移行は対象外です。

非自発的失業者に係る特例

会社都合で職を失った人の国保税が軽減されます。裏面をご覧ください。

国保税の納付方法と納期について

税務課収納管理係 電話(0548)23-0022

国民健康保険税の納付方法は「普通徴収」と「特別徴収」の2つの方法があります。普通徴収は、指定の預金口座からの自動引落しや納付書で納める方法です。特別徴収では、世帯主が受給する年金から納付額を引き去ります。

普通徴収(口座振替又は納付書で納めるとき)								
期 別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月 31日	8月 31日	9月 30日	11月 2日	11月 30日	12月 28日	2月 1日	3月 1日
特別徴収(年金からの引き去り)								
仮徴収			本徴収					
4月	6月	8月	10月	12月	2月			

【仮徴収】

▶前年度税額を基に仮計算した額

【本徴収】

▶今年度の確定税額から仮徴収した額を差し引いて残った額

■納期限までに納めてください

納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が増加されます。また、督促状の発布日から10日を過ぎても納付がされないときは、滞納処分を受ける対象になります。

牧之原市国保の令和8年度財政について

歳入歳出の予算額は約50.7億円

市国保財政の本年度予算額は右図のとおりです。

歳出予算全体の約7割は皆さんの医療費である療養給付費、2割強は県へ納入する「国保事業費納付金」です。

この歳出を賄うための財源は約7割強が県から交付される「補助金」、2割が被保険者が納める「国保税」、残りが低所得世帯を支えるために市が負担する「一般会計繰入金」などとなっています。なお「国保事業費納付金」は県全体で必要となる医療費に対して各市町の所得水準・医療費水準を基礎として県が年度ごとに額を算定しています。県下市町から集められた納付金は、市町の国保医療費を賄う財源である「補助金」として県から各市町に再分配されます。

将来の医療費は伸びつづけることが予想されており、これに伴い国保事業費納付金の額も増額されていくと想定されます。歳出額に対し不足する歳入額は保険税で補うことになり、被保険者一人あたりの税額を上げる要因の一つになります。また、令和15年度に県下国保の保険料水準統一を目指すうえで、今後必要とされる財源は現在よりも増え、その水準も高くなるのではと考えられています。病気の早期発見や医療費を削減するためにも、40歳以上の方は年に1度の特定健診を受けて、御自身の健康管理をしましょう。

牧之原市国民健康保険からのお知らせ

国保年金課 電話(0548)23-0023

■会社都合で職を失った人の国保税が軽減されます(非自発的失業者に係る特例)

雇用保険に加入している人(65歳未満)のうち離職理由が雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』のいずれかに該当する場合、申請により国保税の軽減が受けられます。

※離職理由はハローワークから交付される「雇用保険受給資格者証」に記載された「12.離職理由」の番号をご確認ください。

【軽減内容】対象者の前年給与所得を30/100として計算

【軽減期間】離職日の翌日が属する月から翌年度末まで

【申請方法】榛原庁舎国保年金課または相良庁舎市民課2番窓口申請書を提出

【持ち物】雇用保険受給資格者証、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)



■高額療養費制度について(令和8年8月～令和9年7月)

1か月の窓口で支払う一部負担金が高額になったときは、自己負担限度額を超えた額が申請により高額療養費として支給されます。領収証は申請の際に必要となりますので、大切に保管しましょう。高額療養費の計算は①1人ごと、②診療月ごと、③各医療機関ごと(入院・外来別、内科・歯科別など)に行われます。

マイナ保険証を利用し、限度額情報の提供に同意することで、事前の手續なく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証等の事前申請は不要となります。マイナ保険証をお持ちでない人で限度額適用認定証の交付を希望される人は、榛原庁舎国保年金課または相良庁舎市民課2番窓口へ申請にお越しください。

70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	所得が901万円を超える	270,300円+(医療費-901,000)×1% 【多数回該当】140,100円 【年間上限額】1,680,000円
イ	所得が600万円を超え901万円以下	179,100円+(医療費-597,000)×1% 【多数回該当】93,000円 【年間上限額】1,110,000円
ウ	所得が210万円を超え600万円以下	85,800円+(医療費-286,000)×1% 【多数回該当】44,400円 【年間上限額】530,000円
エ	所得が210万円以下	61,500円 【多数回該当】44,400円 【年間上限額】530,000円※1
オ	住民税非課税世帯	36,900円 【多数回該当】24,600円 【年間上限額】290,000円

70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

対象者		個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (入院と外来があった場合)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	270,300円+(医療費-901,000)×1% 【多数回該当】140,100円 【年間上限額】1,680,000円	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	179,100円+(医療費-597,000)×1% 【多数回該当】93,000円 【年間上限額】1,110,000円	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	85,800円+(医療費-286,000)×1% 【多数回該当】44,400円 【年間上限額】530,000円	
一般 課税所得 145万円未満		22,000円 【年間上限額】216,000円	61,500円 【多数回該当】44,400円 【年間上限額】530,000円※2
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯		11,000円 【年間上限額】96,000円	25,700円 【多数回該当】24,600円 【年間上限額】290,000円
低所得Ⅰ 住民税非課税世帯 ※3		8,000円	15,700円 【年間上限額】180,000円

※ 多数回該当とは、療養のあった月以前12か月にすでに同じ世帯で高額療養費の支給が3回以上あった場合、4回目から適用される限度額です。

※1 所得が86万円未満に該当することが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※2 課税所得が28万円未満に該当することが確認できた人は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※3 同一世帯の世帯主及び国民健康保険被保険者が住民税非課税であって、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を82.65万円として計算)を差し引いたとき0円になる人。